

令和6年8月2日

◎土森委員長 それでは、ただいまから産業振興土木委員会を開会いたします。

(10時0分開会)

本日の委員会は、「出先機関等の調査事項の取りまとめについて」であります。なお、取りまとめの項目につきましては、出先機関の調査をした中で課題と思われる項目を選定をいたしております。また、出先機関等調査の際に、市町村等から陳情があった項目について執行部の意見と措置状況を徴収し、取りまとめた措置結果等について、当委員会から各市町村に通知することといたします。

お諮りいたします。

日程については日程案によりたいと思いますが、これに御異議はありませんでしょうか。

(異議なし)

◎土森委員長 御異議なしと認めます。

それでは、取りまとめ項目につきまして、執行部から措置状況を説明していただき、それに基づいて質疑を行うようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

《土木部》

◎土森委員長 それでは、土木部について行います。

部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承お願いいたします。

◎横地土木部長 7月8日付の人事異動により着任いたしましたので、説明に先立ちましてこの場をお借りしてまず自己紹介をさせていただきたいと思います。このたび土木部長を拝命した横地と申します。今後、高知県の土木行政に力を尽くしたいと存じます。委員の皆様におかれましても、御指導御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の議題について説明いたします。まず、県内土木業界における働き方改革関連法に基づく時間外労働の現状と対応につきましては、出先機関調査において委員の皆様から御意見を頂いたところでございます。このことについては業界団体等から聞き取り、取りまとめた内容につきまして、後ほど土木政策課長から説明いたします。

次に、産業振興土木委員会による出先機関の業務概要調査の際に市町村等から提出されました要望項目について概要を説明いたします。本年度は、東洋町を除く33の市町村と1つの期成同盟会から合計212件の御要望を頂いております。御要望の内容は、南海トラフ地震対策をはじめ、1月の能登半島地震や4月の豊後水道地震を踏まえ、県民の皆様の安全・安心を確保し、地域の経済活動や生活を支える道路、河川、砂防、公園、港湾、海岸などのインフラの整備や維持管理、また、これらに必要となる財源の確保に係るものです。これらの御要望につきましては、事業の優先順位を考慮しながら、それぞれの地域の実情に合った整備を進めていく方針としております。県といたしましては、こういった御要望に

お応えするために、新規の事業化や予算確保に向けて、これまでも適切なタイミングで国などに対し政策提言を行ってきております。また、他県とも連携し、高規格道路のミッシングリンクの解消や、南海トラフ地震による広域災害への備えに向け、関係する知事会等を通じて要望を行うなど財源の確保にも努めているところでございます。御要望の中には直ちに御期待に沿うお答えとなっていない項目もございますが、市町村の御協力もいただきながら、今後もできる限り地域の実情に合ったインフラ整備と維持管理に取り組んでまいりますので、産業振興土木委員会の委員の皆様には一層の御支援御指導をよろしくお願い申し上げます。御要望の対応など詳細につきましては後ほど担当課長から説明いたします。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

◎土森委員長 続きまして所轄課の説明を求めます。

#### 〈土木政策課〉

◎土森委員長 最初に土木政策課の説明を求めます。

◎小笠原土木政策課長 県内土木業界における働き方改革関連法に基づく時間外労働の現状と対応について御報告いたします。

2 ページをお願いいたします。まず左上、1 現状につきまして、全国的な傾向として建設業は他の産業と比べて就労時間が長く、厚生労働省による令和4年度毎月勤労統計調査では、労働時間が全産業より3.5%多い状況にあります。こうした状況の中、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法が平成31年4月1日に施行され、建設業につきましては、時間外労働の上限規制が令和6年4月1日から適用されています。

次に右側、2 県の取り組み（事業者との意見交換）につきましては、土木部では毎年、高知県建設業協会の各支部と本部などの関係団体と幅広く意見交換を実施し、入札契約制度などについて必要な改善策を検討しております。意見交換に先立って、建設業界の現状や事業者の御意見を把握するため、事前にアンケート調査を行っており、時間外労働の状況についてもお聞きしております。

左側、3 時間外労働に係るR5年度アンケートの結果を御覧ください。時間外労働に関するアンケート結果を2点記載しております。

まず①長時間労働の是正の取り組みにつきましては、行っていると回答した事業者が44%、検討中との回答が34%、行っていないとの回答が22%となっております。それぞれの内容としましては、行っているについては、週休2日の実施やICTの活用、ノー残業デーなどの取組が行われております。検討中につきましては、週休2日の導入や従業員の確保・育成などの検討がされております。行っていない理由につきましては、回答いただきました事業者の3分の2において、もともと残業が少ないとの回答となっております。

次に②長時間労働の改善策については、複数回答による内容でございます。主に求められている改善策としまして、余裕のある工期の設定が87%。以降、順番に、書類の簡素化が75%、賃金水準の確保が70%、市町村工事での週休2日制導入が51%となっております。

この4点の対応につきまして、右側、4対応として整理しております。

まず①余裕のある工期の設定につきましては、余裕期間設定工事の余裕期間を60日から90日に延長していること。また、降雨時に加えて、猛暑日による不稼働日を考慮して工期を設定しております。

次に②書類の簡素化につきましては、完了検査時に電子データを活用することにより、受注者が紙書類を作成する作業の軽減や、発注工事全般において管理写真を削減しております。また、工事の請負金額に応じて、少額の工事におきましては、提出書類を省略しております。

次に③賃金水準の確保につきましては、公共工事設計労務単価において、時間外労働の上限規制に対応するために必要な経費を反映しており、前年度比でプラス6%の改定をしております。

④市町村工事での週休2日制導入につきましては、市町村長や財政担当課長会、また市町村議会議長の集まる場におきまして、週休2日制の導入による適正な工期の確保の必要性を説明してきており、考え方は一定浸透しているものと考えております。しかしながら、少数ではありますけれども、週休2日制を導入していない自治体がありますことから、引き続き理解と協力を求めてまいります。

その他の改善策としまして、人員の増が44%、職員の能力の向上が32%、ICTの活用やデジタル化が25%となっております。

それぞれの対応としましては、建設ディレクターの導入支援や出前事業の実施による人材の確保、また、高知県建設工事技術者研修会、i-Construction講座の開催による技術力の向上、ICT活用工事の指定発注の拡大や総合評価への加点を行っております。

最後になりますが、建設業が地域の守り手としての役割を果たしていけるよう、処遇改善や働き方改革、生産性向上に取り組むことによりまして、人材を確保するとともに、時間外労働規制等にも対応していく必要がございます。このため、今年度も実施しますアンケート調査や意見交換会などの機会を通じまして、建設業界の皆様の御意見をお聞きし、現状を把握しながら、土木部といたしましても必要な対策を検討してまいります。

土木政策課からの説明は以上でございます。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎田中委員 賃金水準の確保のところ、6%増した話です。説明にもありましたように、協会等との意見交換等でもあったかもしれませんが、6%に決まった根拠をもう少し教えていただけますか。

◎小笠原土木政策課長 国におきまして労務単価の調査が行われております。それを基に設定しております。今年度の6%増は、12年連続の増加となっております。もともと国から最低賃金のアップの話がありまして、令和6年3月に、国と建設業界の団体のトップの方で5%アップの意思統一がされており、その結果もあります。それと調査の結果もありまして、6%の増となっております。

◎田中委員 確認ですけれども、基本的に全国一律で6%増の捉え方でよろしいですか。

◎小笠原土木政策課長 6%です。

◎橋本委員 関連で、6%の上乗せ分です。これは時間労働の上限規制を超えた分ですか。

◎小笠原土木政策課長 超えた分ではございません。週休2日制でありますとか、時間外、長時間労働にならないための対策として、もともと工事の発注自体は1日8時間以内での法定の労働時間の中で日数を掛けて工期を設定しておりますので、その中で必要な労務単価が上がったということです。時間外の経費分ではございません。

◎上治委員 対応の4番目の市町村工事での週休2日制の導入、市町村で進んでいないところもありますとのことですが、基本的にその市町村も公共事業で発注するのは公共単価であり、全てが設計を組む段階から、これは国も県も市町村も同じだと思われるんですけど、どういう原因で進んでいないんですか。

◎小笠原土木政策課長 現時点では3町村が週休2日制を導入しておりません。これに至るまで、昨年度、市町村長、また財政担当者を回ります中では、週休2日制を導入することによりまして工期が延びます。そうしますと、市町村負担も増えますので、それに関する財政事情について、市町村内、自治体内での検討がまず必要になってきています。工事発注部局と財務担当部局との調整が必要であったと。そこが調整されたことで今年度になりまして残り3団体となりました。残り3団体につきましては、今年度途中から週休2日制を導入するところもありますし、内部での詳細な協議ができていないところもありますけれど、特に週休2日制を導入しないわけではございません。

◎上治委員 今の説明の中で、工期が延びることによって市町村の負担が増えるとのことですが、仮に3か月の工期が60日、90日とか延びて市町村の負担が増えるのはどういうところが増えるんですか。

◎小笠原土木政策課長 機械をリースする場合を想定いただきますと、工期が例えば30日だったら30日分のリースですけれども、週休2日制を導入することによって工期が35日になったと仮定しますと5日分が増えると。簡単に申しますとそういった経費の増になります。

◎上治委員 その増えた分は結局、市町村が設計で見ないといけないので市町村の負担が増える考え方でいいんですか。

◎小笠原土木政策課長 国、県、市町村とも負担する財源によって、市町村負担分もあれ

ば、国費である分、県費である分、それぞれ増えております。市町村の単独事業でしたら市町村分が増えますし、県補助であれば県も増えます。

◎中根委員 関連ですけれども、そういう状況は全国で改善点として打ち出されて、具体的にはあと3つ町村ですか。そこでまだつかえていますとのお話ですけれども、この後に及んでそういう状況がそのままにされることは、県としてもそのままにしておくことはできないのではないかと思うんですよね。強力な指導を行うツールはどのようなものがありますか。土木政策課がいやこうだからといったお話なのか。それとも労働基準監督署なりが声を上げるとか、手だてとしてはどういうやり方があるんでしょうか。

◎小笠原土木政策課長 特に強力なツールは持ち合わせておりませんので、本来の週休2日制、あと、労働基準監督署といいますより公共工事の発注者としてです。全国的にそういう動きになっている。またその必要性、働き方改革の視点から理解を求めていくところで。繰り返しになりますけれど、3町村につきましては、2か所は今年度から取り組む。残る1か所が来年度からかなといったところで、週2日制を導入しない姿勢ではございません。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、土木政策課を終わります。

#### 〈河川課〉

◎土森委員長 それでは河川課の説明を求めます。

◎山本河川課長 市町村から提出された要望事項のうち、当課に関連します項目について御説明いたします。

1 ページを御覧ください。河川課に関連する項目としましては、23の市町村から合わせて44件、61項目の要望を頂いています。

個々の説明に入ります前に、1 ページ上段にお示ししています総括表を御覧ください。1 件の要望内容が複数の項目にまたがる案件もあるため、要望件数と項目数との合計は一致しませんが、御要望のありました61項目を大きく分類しますと、①事業推進中の河川に関する要望が23項目で、そのうち(1)河川改修に関する要望が22項目、(2)地震・津波対策事業に関する要望が1項目となっています。②河川事業の再開、新規事業化に関する要望は21項目で、そのうち(1)河川改修に関する要望が17項目、(2)地震・津波対策事業に関する要望が4項目となっています。③河川の維持管理に関する要望は17項目となっています。

その下の表の執行部の意見または措置状況の欄には、個々の要望事項に対する措置状況及び対応方針についてお示ししています。要望項目数が多いことから、総括表の分類に基づき総括した形で説明させていただきます。

まず、事業推進中の河川に関する要望のうち、備考欄に①－(1)と記載している河川

改修に関する主な要望について説明させていただきます。番号欄の2番には、高知市から新川川の河川改修の整備促進。2ページの6番には、香南市から烏川ほか3河川の改修促進。3ページの10番には、土佐市から新堀川の早期完成。4ページの17番には、宿毛市から与市明川河川改修事業の促進。5ページの19番には、奈半利町から奈半利川の護岸改修。22番には、安田町から安田川西島地区の早期護岸整備。6ページの32番には、いの町から枝川地区、八田地区、大内地区、高岩地区の浸水対策等の御要望を頂いています。そのほかの御要望も含め、これら事業実施中の河川につきましては、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の予算等も活用して、また、関係市町村の御協力をいただきながら、円滑な事業の推進に努めてまいります。また、8ページの43番には、大月町から春遠生活貯水池建設事業の事業推進の御要望を頂いています。春遠第1ダムについては、現在、本体コンクリート打設などの工事を行っており、令和8年度の完成を目指しています。

次に、事業推進中の河川に関する要望のうち、備考欄に①－(2)と記載している地震・津波対策事業に関する要望につきまして説明させていただきます。1ページに戻りまして、1番には、高知市から河川堤防の耐震化の要望を頂いています。南海トラフ地震対策につきましては、最優先課題として取り組んでおり、本年度も国分川や下田川などで河川堤防の耐震化を実施し、集中的な整備を進めてまいります。

次に、河川事業の再開、新規事業化に関する主な要望について御説明させていただきます。河川改修に関する要望については、備考欄に②－(1)と記載している項目でございます。4ページ、16番には、四万十市から後川地区における浸水対策の整備促進の要望を頂いています。後川地区では、岩田川からの氾濫で平成28年9月に大きな浸水被害が発生したことから、令和6年3月に河川整備計画を策定し、堤防のかさ上げを主体とする河川改修を計画しています。また、並走する国道441号の道路冠水解消も踏まえ、国道を堤防天端につけ替える道路事業とも連携することとしております。今年度は、堤防や道路の詳細設計を実施し、早期に事業着手ができるよう取組を進めてまいります。

次に、地震・津波対策事業に関する新規要望については、備考欄に②－(2)と記載している項目でございます。2ページに戻りまして4番では、安芸市から安芸川、伊尾木川の堤防の耐震化の早期実現。4ページの15番では、須崎市から桜川、押岡川の津波防災対策事業の推進。5ページの21番では、田野町から奈半利川右岸への水門設置。8ページの42番には、黒潮町から蛸瀬川、加持川、伊与木川の地震・津波対策についての要望を頂いています。これらの河川については、被害想定及び他河川の進捗状況等を踏まえ、事業化について検討してまいります。

また、河川事業の再開、新規事業化について頂きましたそのほかの御要望につきましては、一定の改修が完了し、当面状況を見ていくものや、県内の各河川の整備状況などを見

ながら優先順位を検討する必要があるもの、他の機関や地元との調整が必要なもの、費用対効果の面でさらに検討を要するものなど、事業の着手前に様々な検討を行っておかないと対応できないものもございますので、今後の課題としてさらに検討を続けてまいります。

次に備考欄に③と記載している河川の維持管理に関する要望につきまして説明させていただきます。1ページに戻りまして3番には、安芸市から江ノ川等のしゅんせつ。2ページの5番には、南国市から国分川等の適正なしゅんせつ。3ページの8番には、香美市から県管理河川の維持管理の推進。7ページの35番には、日高村から県管理河川の適正な維持管理。8ページの41番には、四万十町から河川の堆積土砂除去の要望を頂いています。そのほかにも16の市町村から堆積土砂の取り除きや草刈りなど、河川の維持管理に関する要望を頂いています。いずれも、土砂の堆積や草の繁茂などの状況を把握するとともに、治水上支障がある箇所について、国の5か年加速化対策や緊急浚渫推進事業債の予算も活用して必要な対策を講じ、適切な維持管理に努めてまいります。また、堤防の草刈りなどは、住民の皆様のお力を借りて実施するおもてなしの水辺創成事業など、官民協働での取組も引き続き推進していきたいと考えております。

以上、市町村から頂きました御要望を分類し、主な河川を例に挙げながら総括した形で御説明させていただきました。今後も、これらの河川改修や地震・津波対策の着実な推進のため、また、適切な維持管理のため、必要な予算の確保に努めてまいります。

河川課からの説明は以上です。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎上治委員 説明の中で16市町村からもあったように、緊急浚渫推進事業債を最大限に活用して計画的にやっていくとの回答なのかなと思われるんですけど、緊急浚渫推進事業債も期限が来ている。だから、計画的といっても、来年以降の状況が大変不透明なわけです。私たち自由民主党としても、県の要望と同じように国に対してしっかりと要望活動をするんです。県が今までその要望活動あるいはその緊急浚渫推進事業債の延長をやってきた中で、今の段階でいいんですけど、以降もいけそうな感触を持っていますか。

◎山本河川課長 知事の政策提言で昨年度から緊急浚渫推進事業債の継続を要望しているところなんですけれども、今年度も5月24日に総務大臣、関係します国土交通省にも要望をしているところです。感触はなかなかつかめないところはあるんですけども、大臣からの発言では、しゅんせつしてもまた豪雨が来ればまた埋まって、無限にやっていかないかんところがネックになっている。緊急しゅんせつは計画的にやると言いながら、そういったところが制度として継続していく上ではネックであるとの話がありますけれども、継続していただけないとの話ではなかったと思っております。

◎上治委員 この間も東北地方、秋田県、あの辺も見たら分かるような、大変な災害が起こる要因を少しでも事前にとというのがしゅんせつなんで、粘り強くやっていただいて。こ

れがなくなり、県も財源が大変厳しい中でやらないといけなくなると、箇所数も減り、なかなか市町村の要望に応え切れないことができるので、ぜひそこは執行部としても頑張ってくださいように要望しておきます。

◎田中委員 関連して。先ほど上治委員から言われた河川のしゅんせつについてなんですけれど、今回の市町村への回答として、要望のあったところと同じような文言で回答することになると思うんです。実際16市町村から維持管理について要望があったわけなんですけれど、今年度の回答なので、今年度、何割ぐらいのところの要望に応えられるのか回答できますか。

◎山本河川課長 何割との数字は持ち合わせてないんですけれども、緊急浚渫推進事業債が創設されてからは、制度ができる以前からいうと4倍近い予算を確保してやっています。今年度予算も、今現在で、県内全域で79か所への箇所づけはしておりますし、さらに台風等もあるんで執行保留している部分もあって、それについても台風後の状況等を見ながら、より優先順位の高い箇所から箇所づけしていきたいと考えております。

◎田中委員 先ほどの議論もそうなんですけど、期限もあるわけで、延長されるとしても、単年度で見れば、なかなか御要望に応えられてないのが実情だと思うんです。答え方は別にして、県として、御要望に対してこれだけは今やっていますと、それも予算も限りあるので優先順位をつけてやっていますぐらいのところまでは踏み込んで回答してあげないと。ずーっと同じような要望が来て、ずーっと同じような回答で終わってしまうので、そこはもうちょっと市町村に対しても県としての、今の状況も踏まえて、踏み込んだ回答をしていただきたいと思いますがいかがですか。

◎山本河川課長 市町村には個別にもう少し詳しい説明をしていきたいと思います。

◎田中委員 ぜひ状況も踏まえて、丁寧な説明をしていただきたいと思いますので、これは要請です。

◎樋口委員 中央東土木事務所の出先調査のとき、私が言うた、中央東土木事務所の予算があまりにも少ないことは改善する言うたけど、しますね。

◎山本河川課長 確かに過去3年の実績を見ると、割合としては中央東土木事務所の実績が少ないところはあります。要望は多々上がってきておりますので、その辺は改善していきたいと思います。

◎樋口委員 私もこれを見てびっくりしたんですが、地元のことを取り上げて悪いけど、江ノ川の河川工事の話です。用地買収が困難となる、これ25年前の話ですよ。それからもっと前向きに取り組んでいくと県から意見が出ていたんです。それがこれを見たら、いつものパターンです。検討言うて一体何年検討するんですか。いろいろそちらにも事情があるから私も言いませんが、片一方で要望を出してくる市町村が本当に用地買収のめどがついた見通しがあって出してくるべきですよ。この文章見たら、用地の見通しはついてな

いように書いているけど。これ見よったら、市町村も県にどうでも出しちよったらええという気持ちもあるか分からん。市町村が要望書を出してくるときは、今の現状では、自分が用地買収もめどがつくと。確定じゃなくてめどがつく話の言質を取らないかんですよ。市町村は用地買収はうちが責任持ってやりますと言うたら前向きにやりますと。こんな市町村が用地買収をするかせんかも分からん。全部県を頼りにしたみたいなの要望書を簡単に受け取らないでください。

それからもう一つ、先ほど言ったけど、土砂の堆積なんかも含めて、田中委員も言ったように、地元に分かるように表明しちゃらんと。検討でもAクラス、B、Cとあるんです。松竹梅が。そこらあたりも、表現しちゃらんと、ただ検討言うても分からんですよ。さっき言った江ノ川なんか、私の知ってるだけで25年間検討。実は尾崎知事のとときに現場へ来てやりますと言うたんです。それがまた検討に戻ってる。一体どんな考えを持って県下全般の河川問題に取り組んでいるか分からないんですが、はっきり言うて、市町村も県も回答が軽いんじゃないかと思います。やっぱり文書で回答するときには、本当に市町村も命がけで要望して、県も命がけでやるばあいの気持ちになってくれんと、こんなの前になかなか進まんじゃないですか。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、河川課を終わります。

#### 〈防災砂防課〉

◎土森委員長 次に防災砂防課の説明を求めます。

◎森本防災砂防課長 それでは、市町村から提出されました要望事項のうち、当課に関連いたします項目について御説明いたします。

1 ページ目にお示ししています総括表を御覧ください。当課が所管します項目としましては、10市町村から、合わせて14件・19項目の要望を頂いています。1件の要望内容が複数の項目にまたがる案件もあるため、合計は一致しませんが、要望のありました14件を内容に応じた項目別に分類しますと、①砂防事業の整備促進に関する要望が4項目、②急傾斜地崩壊対策事業の整備促進に関する要望が5項目、③既存砂防関連施設の維持管理等に関する要望が5項目、④地すべりの安全対策に関する要望が3項目、⑤直轄砂防関係事業の推進に関する要望が2項目となっています。

個々の要望事項に対する措置状況及び対応方針につきましては、執行部の意見または措置状況の欄にお示ししておりますが、要望を総括した形で御説明させていただきます。

まず、①の砂防事業の整備促進につきましては、土佐市、本山町、いの町、仁淀川町の4市町から要望がございました。また、②の急傾斜地崩壊対策事業の促進につきましては、土佐市、北川村、いの町、仁淀川町、佐川町の5市町村から要望がございました。これら砂防事業と急傾斜地崩壊対策事業につきましては、ページ順に、急傾斜地崩壊対策事業で

は、1 ページ目の土佐市の蓮池南浦地区、四方寺西地区、続きまして3 ページ目の仁淀川町大崎地区ほか、佐川町の森ヶ崎地区や竹の倉地区。砂防事業では、仁淀川町の谷山川、フドウ滝谷川などについては、既に事業化して工事に着手しているところであります。早期の工事完成に向けて着実に取り組んでまいります。戻りまして1 ページ目の土佐市からの宇佐地区高台整備事業に伴う砂防事業等の推進支援の要望につきましましては、市の高台整備事業の進捗状況等を踏まえ、円滑な事業の進捗が図れるように、市とも連携しながら取り組んでまいります。2 ページ目の北川村の野川中村地区については、県単独事業により今年度で完成予定となっております。加えて、本山町の本山谷川での砂防事業についても、早期の工事着手に向け、しっかりと取り組んでまいります。そのほか、新規の事業化等の要望がありました箇所につきましましては、他の工事箇所の進捗のほか、整備の効果等を考慮の上、事業化に向けて検討してまいります。

③の既存砂防関連施設の維持管理等につきましましては、安芸市、香美市、北川村、本山町、いの町の5つの市町村から要望がございました。1 ページ目の安芸市から除石の要望がありました江ノ川・帯谷川上流域では、昨年度に帯谷川・岩谷川で工事を実施しており、引き続き今後の堆砂状況を確認し、除石の規模、範囲等を判断し、実施してまいります。香美市から要望がありました安丸砂防堰堤の修繕につきましましては、昨年度に洗掘された堰堤基礎部の応急修繕設計を実施しており、今年度から工事着手することとしております。2 ページ目の本山町から吉延・高角地区の地すべり対策の要望につきましましては、今年度は高角地区の修繕工事を実施することとしております。吉延地区についても早期の工事着手に向け、しっかりと取り組んでまいります。北川村及びいの町から要望のありました対策済施設の適切な維持管理につきましましては、その他の市町村においても同様に適切な維持管理等に努め、砂防関連施設の効果をしっかりと維持してまいります。

④の地すべりの安全対策につきましましては、北川村、大豊町、大川村の3町村から要望がございました。2 ページ目の北川村の小島地区については、昨年度、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域に指定しました。今年度も引き続き、地滑りの挙動を確認するための観測・調査を実施するとともに、今後の対策について関係機関と協議を行ってまいります。大豊町の要望箇所については、調査を実施し、現状把握の上、必要な対策について検討してまいります。大川村小松団地上部の転石等の対策につきましましては、昨年度の調査を経て、今年度、転石防止柵の設置工事の実施を予定しており、引き続き転石の分布状況等を確認しつつ、必要な対策を検討してまいります。

最後に⑤の直轄砂防関係事業の推進につきましましては、大豊町から直轄砂防事業及び直轄地すべり対策事業の推進、並びに里山砂防の強力な推進に関する要望がございました。直轄による砂防関係事業の推進につきましましては、関係機関とともに緊密に情報共有を図りながら、今後も国への要望を継続してまいります。

以上で、防災砂防課の説明を終わらせていただきます。

◎土森委員長 質疑を行います。

(なし)

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、防災砂防課を終わります。

#### 〈道路課〉

◎土森委員長 次に道路課の説明を求めます。

◎中村道路課長 出先機関調査におきましては、例年、道路に関しまして多くの要望を頂いており、本年度におきましても、11市15町4村及び1つの期成同盟会から、合わせて134件の要望を頂いています。このように例年、道路整備の要望が多いことは、県民の皆様の道路に対します大きな期待の表れではないかと考えています。一方では、県民の皆様が要求するサービス水準に至ってない道路がまだまだ多くあるんだと思います。今後も、事業の効率的な執行を図りながら、計画的に道路整備が進められるよう取り組んでまいります。

個々の要望事項に対します措置状況及び対応方針につきましては、執行部の意見または措置状況欄にお示ししていますが、要望件数が非常に多くございますので、総括した形で説明させていただきます。

まず初めに1ページにお示ししています総括表を御覧ください。一つの項目に複数の内容を要望されているものがあり、要望件数と項目数との合計が一致しませんが、要望のありました144項目を大きく分類しますと、①国の事業に関する要望が15項目あり、そのうち、四国8の字ネットワークの整備に関する要望が8項目、国道33号などの直轄事業の整備に関する要望が7項目あります。次に②県の事業に関する要望が107項目あり、そのうち、県管理の国道の整備に関する要望が20項目、県道の整備に関する要望が87項目あります。そして③その他といたしまして、地震対策や県の代行業業などに関する要望が22項目あり、そのうち、地震対策、落石対策等の防災や維持管理に関する要望が17項目、県の代行業業や市町村道の県道昇格などに関する要望が5項目となっています。

それでは、この分類ごとに説明させていただきます。まず最初に、安芸市や四万十市などから要望がありました、四国8の字ネットワークの整備に関してでございます。備考欄に①－(1)と分類しているものでございます。本県の四国8の字ネットワークは、本年4月に、四国横断自動車道、宿毛内海道路の宿毛和田～宿毛新港間と、阿南安芸自動車道、奈半利安芸道路の奈半利～安田間が新たに事業化されたことで全線着手となりました。さらに令和7年春頃には、高知龍馬空港から県東部へのアクセスの起点となる高知東部自動車道、南国安芸道路の高知龍馬空港～香南のいち間と、県で施工している阿南安芸自動車道、北川道路2－2工区の一部区間の開通も予定されるなど、着実に前進しています。

5ページの35番をお願いします。四国横断自動車道の整備促進に関する要望を頂いてい

ます。窪川佐賀道路につきましては、見付トンネルなどの工事が進められています。佐賀大方道路につきましては、上川口地区の改良工事が進められています。大方四万十道路につきましては、調査設計や用地買収、後川橋下部工に着手する予定と聞いております。宿毛内海道路につきましては、本年度、「宿毛和田～宿毛新港」間が新規事業化され、全線着手となり、調査設計が進められています。また、四国横断自動車道以外の高規格道路の整備として、構想路線の幡多西南地域道路の調査に早期に着手することの要望を頂いております。この資料、幡多西南広域道路となっておりますが、地域道路の誤りでございます。能登半島地震を踏まえ、能登と同様、幹線道路の少ない本県東西の半島地域に位置づけられております構想路線、幡多西南地域道路と奈半利室戸道路については、関係市町村の皆様と連携しながら、早期具体化に向けた調査に着手することを国に政策提言しています。今後も引き続き、早期具体化に向けて取り組んでまいります。

次に高知東部自動車道でございます。2ページの9番、②をお願いします。まず、南国安芸道路の高知龍馬空港インターチェンジから香南のいちインターチェンジ間については、令和7年春頃の開通に向け、順調に工事が進められています。南国安芸道路の残る整備中区間、芸西西インターチェンジから安芸西インターチェンジ間につきましては、芸西村内の用地買収が完了し、本年度は、残る安芸市内の用地買収のほか、赤野高架橋上部工などの工事が進められています。

続きまして、徳島県阿南市と安芸市を結ぶ地域高規格道路阿南安芸自動車道に関する要望でございます。同じく2ページ、9番の①をお願いします。安芸道路につきましては、用地買収のほか、伊尾木川橋上部工などの工事が進められています。

6ページの57番をお願いします。奈半利安芸道路については、本年度、「奈半利～安田」間が新規事業化され、全線着手となり、調査設計が進められているほか、令和4年度に事業化された「安田～安芸」間の安田地区では、用地買収に着手すると聞いております。

次に、7ページの58番をお願いします。県で整備する国道493号北川道路につきましては、令和3年度に事業化された北川道路1工区では、仮設工事に着手するとともに、調査設計や用地買収を進めます。平成25年度から事業中の北川道路2-2工区では、令和7年春頃に和田トンネル区間を供用開始予定です。また、残る柏木1号橋及び2号橋の整備も進めています。引き続き、用地買収の推進や必要な予算の確保に努め、早期完成を目指してまいります。

次に国道33号などの直轄事業の整備につきましては、高知市や仁淀川町などから要望がございました。備考欄に①-(2)と示している項目でございます。

1ページの1番をお願いします。国道33号の旭地区の整備促進につきましては、国において、右折車による直進車の障害解消のため、電停移設を伴う交差点改良が行われており、蛸橋電停前、旭町3丁目、旭町2丁目の3か所のうち、蛸橋電停前については昨年度工事

が完了いたしました。当該地区の歩行空間の確保等については、国、県、市の勉強会にて引き続き検討を進めてまいります。

次に2ページの10番をお願いします。国道55号の安芸市川北地区の歩道整備につきましては、昨年度から南側の自歩道整備工事が進められています。本年度は、電柱等の移転及び北側の自歩道整備工事を実施すると聞いております。

次に9ページの82番をお願いします。国道33号の「いの～越知」間については、昨年度、計画段階評価が完了し、都市計画決定の手續に向けて準備が進められていると聞いています。計画段階評価完了区間の早期事業化に向け、引き続き、関係市町村の皆様と連携して国に政策提言をしていきます。

これらの直轄事業につきましては、本年度、所要額が箇所づけされており、来年度以降も引き続き所要の予算を確保し、円滑な整備をしていただけるよう、国に対して要望してまいります。また、県としましても、国直轄事業負担金を最優先で確保し、早期整備に向け取り組んでまいります。

次に県の管理する国道の整備につきましては、須崎市や佐川町、四万十市などから要望がございました。備考欄に②－（1）と示している分類でございます。主な箇所について御説明いたします。

まず3ページの23番をお願いします。国道494号の佐川・吾桑バイパスにつきましては、事業中の須崎1工区において、野瀧トンネルの完成に向け整備を進めます。

次に9ページの87番をお願いします。佐川町の斗賀野工区につきましては、野瀧トンネルとの接続部となる橋梁の下部工事などのバイパス整備を進めています。

次に5ページの36番をお願いします。国道441号につきましては、口屋内バイパスにおいて、口屋内トンネルの工事に合わせて栈道橋工事を一体的に進めています。中半バイパスでは、今年度から進入路の工事に着手するとともに、トンネル詳細設計や用地買収を進めます。岩田工区では、早期の工事着工に向けて、河川事業と連携を図りながら、本年度から設計業務を進めていきます。

次に8ページの78番をお願いします。国道194号、いの町大森工区におきましては、のり面対策として山切工事を進めていきます。他工区についても、大森工区の進捗状況を踏まえ、関係者との調整を進めていきます。加田工区については、通学路対策の必要箇所であることから、引き続き歩道工事及び用地買収を進めていきます。

次に11ページの107番をお願いします。国道439号木屋ヶ内バイパスにつきましては、バイパス区間が完成、供用開始となり、引き続き現道取付区間の早期完成に向けて鋭意取り組んでまいります。杓子バイパスについては、トンネルや橋梁など、多額の工事費が必要となるため、本年度から、町道を活用したルートを検討に着手します。

そのほか、新規の事業着手の要望につきましては、それぞれの箇所の必要性は承知して

おりますので、着手の時期につきましては、今後の財政状況や事業実施環境を踏まえた上で検討していきたいと考えています。

次に県道の整備に関する要望は、高知市や南国市など、多くの市町村と1つの期成同盟会から要望がございました。備考欄に②－（２）と分類している項目でございます。主な箇所について御説明いたします。

1 ページの2番をお願いします。県道南国伊野線につきましては、引き続き、菖蒲工区で1.5車線の道路整備を進めます。鏡～土佐山庁舎間では、桑尾工区、今井工区で2車線の整備を進めます。鏡的淵、去坂、横矢地区では、引き続き、今井～畑川工区、小土工区として1.5車線の道路整備を進めます。このように、南国伊野線は複数の工区で整備を進めています。

次に3ページの17番をお願いします。県道前浜植野線の立田工区につきましては、安全対策の必要性を認識しており、本年度、道路詳細設計を進めます。

次に4ページの33番をお願いします。県道足摺岬公園線につきましては、引き続き、津呂工区で、清水小・中学校の通学路対策と合わせた2車線化及び歩道整備を進めます。

次に6ページの50番をお願いします。県道香北野市線の萩野橋架け替えにつきましては、引き続き橋梁架け替え工事を進めるとともに、支障となる公共施設の移転補償を進めます。

次に13ページの130番をお願いします。県道安田東洋線の整備につきましては、焼山工区、小川工区及び瀬切～朝日出工区など、複数工区を設定し、重点的に整備を進めています。未整備区間についても、これらの工区の完成を見据え、事業化の検討を行ってまいります。

県道の整備は、地域の産業振興や観光振興を支援するほか、地域の皆様の生活を支える道路でもありますので、早期の効果の発現が期待できる1.5車線の道路整備などの手法も用いながら整備を進めてまいります。

次に地震対策、落石対策等の防災や維持管理に関します要望は、土佐市や県道安田東洋・魚梁瀬公園線整備促進期成同盟会などからございました。備考欄に③－（１）と分類している項目でございます。主な箇所について御説明します。

3ページの18番をお願いします。南海トラフ地震対策としての橋梁の耐震補強については、緊急輸送道路や緊急輸送道路以外の啓開道路、地域の孤立につながるおそれのある橋梁について、優先度を考慮しながら計画的に進めています。令和4年度末に、新たに緊急輸送道路に追加された県道土佐伊野線の彌九郎橋については、今年度から耐震工事に着手しています。

次に9ページの85番をお願いします。県道久礼須崎線につきましては、本年4月から大雨の影響で複数の箇所が被災しました。本年度は、被災箇所の災害復旧工事を進めるとともに、のり面調査及び現地測量を実施し、防災対策の検討を進めてまいります。

次に13ページの134番をお願いします。道路の維持管理に関しては、道路パトロールによる点検を徹底し、危険箇所については早期補修等に努めます。高刈り等については、御要望の全てに対応するために必要な予算が確保できないため、地元協議を通じて、優先順位づけを行いながら実施しています。また、交通障害からの早期復旧については、情報収集や委託業者との連携を深めることにより、一刻も早い復旧に努めます。

次に、その他としまして、県の代行事業や県道の昇格などに関します要望が大川村などからございました。備考欄に、③－(2)で分類している項目でございます。

8ページの76番をお願いします。県の代行事業として整備している村道朝谷線につきましては、引き続き整備に努め、早期完成に向け取り組んでまいります。

道路課といたしましては、今後とも、四国8の字ネットワークのミッシングリンク解消に向けまして、国や関係する市町村との連携を密にし、最大限の努力を行ってまいります。加えて、インターチェンジにアクセスする道路につきましても、着実に整備を進めてまいります。また、幹線道路はもとより、地域内道路に至ります県管理道路につきましては、1.5車線の道路整備などの地域の実情に応じた効果的、効率的な整備手法を用いて進めてまいります。さらに、近い将来確実に発生する南海トラフ地震や施設の老朽化などに備えるため、必要な対策を計画的かつ着実に行ってまいります。

以上で、道路課に関連します要望に対する説明を終わらせていただきます。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎上治委員 今回北川村、それから自分の地元であります安田東洋のところで、高刈りのことが出てまして、回答を見ると、高刈りの要望箇所が多いのでとなっているんですが、2路線以外では高刈りの要望はないとの考え方でいいんですか。

◎中村道路課長 この2路線、安田東洋線、魚梁瀬公園線のみではなく、ほかの路線でも地元の方から高刈り等の要望は頂いております。それらについては、地元の方と協議をして優先順位をつけながら対応させていただいているところでございます。

◎上治委員 その路線ごとで予算を決めているのか、出先の土木事務所で維持委託業務の予算は決められているのか、どちらなんですか。路線なのか、土木事務所全体なのか。

◎中村道路課長 委託業務の当初の発注におきましてはそれぞれの複数の路線をまとめて維持委託業務として発注しておりますけれども、それで一定の年間の必要と想定される業務量を踏まえて発注させていただいております。ただ、予算につきましては、その年度での状況を踏まえて、変更、対応していておりますので、各路線で上限が決まっているものではございません。

◎樋口委員 この回答は、私が持つてる過去のデータや県の回答と比べたら、おかしいのがいっぱいある。例えば、安芸のことばかりですみませんが、川北線の話なんかも以前の約束と内容が全然違うんです。後で全部聞きに行きます。

それはそれとして、一つ今、東部自動車道の空港間が一体いつ完成するかが多分、東部県民の関心の大きいところだと思うんです。一応春頃となっておりますよね。この春というたら、2月から春は始まりますよ。一体、春頃とはどのような表現ですか。というのは、年度末にはできないとの話も東京からちらほら入ってきてるんです。地元の方は、令和7年の春といったら、期待も込めて、年度末と普通思います。私たちも多くの方がそのように期待を込めて思っていたんですが、年度末には難しいんじゃないかとの話も。全く無責任なところじゃなく、それなりのところからも入ってるんですが、そこらあたりは県はどのように見えますか。まず一つ。春とはどのように解釈するか。2つ目は、年度末までには難しいとの声もちらほら、正式じゃないんですがあるんですけど、どのように思われますか。

◎中村道路課長 春という表現でございますけれども、年度末までとは限定されていないと考えます。もう一点の年度末までに完成できないかにつきましては、私どもはまだこの情報、詳細については、いつぐらいになるか国土交通省からお聞きしておりませんので、そのことについてはお答えできません。

◎樋口委員 このことを何回もしつこく聞くのは、それだけ地域の期待が大きいからね。県の発展を考えても地震対策を考えても意味があると思うんだから聞くので、春が年度末じゃないといったら、年度を越していつまでが春なんですか。

◎中村道路課長 いつまでと定義を言われますと。4月は春であると言えます。

◎樋口委員 国のことだから、県の課長に言うのも酷なところもあるんですが、部長は言ってみれば元巢ですよ。国が春までと表現するのはほかの道路でありましたか。例えば普通、年度末といった表現ですよ。今までの高規格道路、高速道路の完成は何年度末との表現が多かったです。どうして春になったかといったら、国の金ではなく周辺のいろいろな問題があるからだったと僕は思うんですけど。このような表現、非常に珍しいと思うんですが、古巣から見たらどうなんですか。

◎横地土木部長 委員のおっしゃるように、一般論としてですけども、年度末とかといった表現が確かに多かったのかなと記憶にございます。最近どういう表現をしているのかは、子細まで把握しておりませんが、こういう表現を使っていることは、国としてはなるべく、地元の方々の期待も大きいので、その期待に沿うようにできるだけ早期に整備をしていきたい。ただ、そこがまだ明確に示せていないところで。地元の期待に沿うように一生懸命頑張らせていただいているところであると思いますし、また我々としても、非常に重要な路線でありますので、一体いつ頃になるのかにつきましては、機会を捉まえて国にもいろいろ情報を取るようにしていきたいと思っていますのでございます。

◎樋口委員 私がここでこんな長い時間取らせたのは、地域の声がそれだけ大きいからなんです。機会があったら、また国にもよろしくお伝え願います。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、道路課を終わります。

#### 〈公園上下水道課〉

◎土森委員長 次に公園上下水道課の説明を求めます。

◎坂本公園上下水道課長 1ページをお願いいたします。上の四角で囲んでいます総括表を御覧ください。①国に対する要望事項が3項目ございまして、その中で、水道事業における補助事業の採択要件や補助率に関する要望が2項目、事前防災として実施する水道施設整備に関する要望が1項目ございます。次に②公園の整備促進に関する要望が1項目ございます。

それでは、その下に表がございますので、上から順番に御説明させていただきます。まず最初に、安芸市から要望のありました、水道事業の耐震化に係る補助事業制度の見直しについてでございます。表の右端にございます備考欄に①－(1)と分類しているものでございます。番号では左端に記載されています1番、2番になります。水道事業における補助事業の採択要件や補助率に関する要望を頂いております。関連がございますのでまとめて回答させていただきます。南海トラフ地震では、能登半島地震よりも広範囲で水道施設が被災し、断水の長期化が懸念されています。そのため、水道施設の耐震化を促進することが重要であると考えており、採択要件の撤廃、交付率の引上げ、予算総額の確保などの提言を国に対して行っております。県としましても、耐震化を加速するために市町村と連携して取り組んでまいります。

次に備考欄の①－(2)と分類しているものでございます。番号の3番を御覧ください。水道事業における事前防災として、水道施設整備への補助制度等の創設に関する要望を頂いております。現在、水道事業における事前防災に対する国の補助メニューは、今年度新たに創設されましたが、採択要件や整備内容も限定的でございます。南海トラフ地震対策の事前防災等につきまして、関係機関とも緊密に情報を共有を図りつつ、国へ働きかけてまいります。

次に公園整備に関する要望は、四万十市からございました。備考欄に②と分類している項目、番号の4番でございます。四万十市から土佐西南大規模公園の整備促進について要望を頂いております。土佐西南大規模公園は、四万十市と黒潮町の海沿いに広がる本県最大の都市公園でございます。そのうち、中村地区につきましては、四万十市双海、平野、下田に立地し、オートキャンプ場とまるっとや遊具などを備えております。現在、公益財団法人四万十市公園管理公社が指定管理者として管理運営業務を行っております。当地区では、県の長寿命化計画や指定管理者による安全点検の結果などに基づき、キャビンの建て替えなど、老朽化対策を順次進めております。県といたしましては、引き続き安全で快適な利用環境を確保するとともに、施設の設置時から利用者のニーズが変化している施設

の再整備などにより、利便性の向上につなげてまいります。また、指定管理者による魅力的な自主事業の展開などにより、さらなる利用促進にも取り組んでまいります。

以上で、公園上下水道課の説明を終わります。

◎土森委員長 質疑を行います。

(なし)

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、公園上下水道課を終わります。

#### 〈住宅課〉

◎土森委員長 次に住宅課の説明を求めます。

◎大原住宅課長 1 ページを御覧ください。安芸市から、高知県住宅耐震化促進事業費補助金に係る補助対象住宅の要件拡充について要望を頂いております。県では、倒壊する危険性の高い昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化を優先して進めているところでございます。令和6年能登半島地震では、昭和56年6月以降の新耐震基準で建築されたと推定される木造住宅の被害も報道されていますが、倒壊した建物の詳細については明らかになっておりません。県としましては、今後の国の調査結果を踏まえ、平成12年5月以前の住宅への助成制度の拡充を検討してまいります。

以上で、住宅課に関連します要望に対する説明を終わらせていただきます。

◎土森委員長 質疑を行います。

(なし)

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、住宅課を終わります。

#### 〈港湾振興課〉

◎土森委員長 次に港湾振興課の説明を求めます。

◎藤井港湾振興課長 1 ページを御覧ください。宿毛市から、宿毛湾港の企業誘致の取組強化と進出企業の支援について要望を頂いております。宿毛湾港工業流通団地につきましては、全7区画のうち、残り3区画、約6.3ヘクタールを分譲中でございます。誘致に向けては、地元の宿毛市をはじめ、宿毛商工会議所や漁業団体と、誘致ターゲットとなる企業について情報共有を行ってまいりました。昨年は、宿毛湾港工業流通団地や宿毛市での暮らしをPRする動画を作成し、県の公式SNS等で発信をしております。また、今年5月には、東京ビッグサイトで開催された企業立地フェアに出展するなど、新規事業の発掘を積極的に進めております。なお、これまで問合せのあった企業の業種は、地元産業と関連する水産関連や新エネルギー関連などがございます。県としましては、進出が決定した企業に対する土地、減価償却資産の取得に対する補助や新規の雇用に対する助成などの支援制度を整えており、今後とも宿毛市などと情報共有し、連携した取組を進めてまいります。

以上で、港湾振興課に関する要望の説明を終わらせていただきます。

◎土森委員長 質疑を行います。

(なし)

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、港湾振興課を終わります。

#### 〈港湾・海岸課〉

◎土森委員長 次に港湾・海岸課の説明を求めます。

◎岡本港湾・海岸海岸課長 1ページをお願いいたします。要望は、港湾関係で3市1町から5件、海岸関係で7市2町から9件の合計14件ございました。

最初に、港湾関係で頂いてます要望5件につきまして、資料の左側の番号順に説明させていただきます。

1ページの番号1と2は、須崎市から、須崎港大峰地区岸壁の早期完成と漂流物対策についての要望でございます。番号1の大峰地区の岸壁につきましては、近年の船舶の大型化に対応するため、平成30年に須崎港の港湾計画に位置づけ、国直轄事業にて整備を予定している施設でございます。現在、この岸壁の事業化に向けて、国、県、市で連携して地元調整を行っているところで、早期事業化に向けて取り組んでまいります。

番号2の須崎港の漂流物対策につきましては、従前より環境省の事業などを活用し、港湾区域内に大量の漂流物が出た場合には、船舶の航行などに支障が生じないように処理してきたところであり、今後も引き続き迅速に処理するよう取り組んでまいります。

番号3は、宿毛市から、宿毛湾港の整備についての要望でございます。池島地区の防波堤の粘り強い化につきましては、国の直轄事業により、第2防波堤の改良工事が令和4年度に完成し、令和5年度から第1防波堤の工事に着手されております。今後も早期完成に向けて予算の確保を国に働きかけてまいりたいと思っております。

番号4は、四万十市から、下田港の整備促進及び河口砂州の早期復元についての要望でございます。下田港改修事業につきましては現在、新しい航路を開削するための航路護岸の整備を進めております。河口砂州の復元につきましては、平成22年度から自然再生力を生かした復元工事に着手し、河口砂州の復元に努めてきましたが、波浪や洪水により土砂が散逸し、定着していない状況でございます。このため、学識経験者に意見を聞いたり、土砂の動きを観測しながら、復元のための効果的かつ効率的な施工計画を検討してまいりました。砂州の復元には新しい航路を開削する際に発生する土砂を利用する予定で、国の河川事業との工程調整が必要となることから、引き続き地元関係者や国などと協議を行いながら、下田港改修事業の早期完成と河口砂州の早期復元に取り組んでまいります。

番号5は、奈半利町から、奈半利港の沖防波堤の早期完成についての要望でございます。奈半利港では、港内静穏度を確保するため、沖防波堤の整備を進めており、昨年度に奈半

利港の防波堤Ⅱが完了し、コンクリートブロックによる消波堤の改良にも着手しております。今後も引き続き早期完成に向けて取り組んでまいりたいです。

2ページをお願いします。続きまして海岸関係で頂いています要望9件につきまして説明をさせていただきます。

番号6は、高知市から海岸堤防の南海トラフ地震・津波対策の推進についての要望でございます。浦戸湾の地震・津波対策、いわゆる三重防護につきましては、現在、国直轄事業では、湾口部の種崎地区や石油基地があるタナスカ地区におきまして、海岸堤防の耐震補強工事のほか、第2ラインの要となります湾内への津波の侵入を低減させるための津波防波堤の工事が進められております。また、県事業では、第3ラインであります潮江地区や高須地区、浦戸湾地区の横浜地区、瀬戸工区の耐震補強工事を進めております。今後も引き続き、国、県、市で連携を図りながら、浦戸湾の地震・津波対策の推進に取り組んでまいります。

番号7は、南国市から堤防等施設の定期点検及び災害時の早期復旧についての要望でございます。海岸堤防などの海岸保全施設につきましては、日常の巡視や台風後の臨時点検のほか、5年ごとの定期点検を実施しております。今後も引き続き適切に維持管理を行ってまいります。また、災害が発生した場合には、被害状況に応じて応急対策を行うとともに、災害復旧事業により早期復旧を図ってまいります。

次の番号8は、土佐市から宇佐地区での海岸堤防耐震補強の早期整備についての要望でございます。宇佐漁港海岸では、平成28年度に、宇佐地区、井尻地区、竜地区の海岸堤防の耐震補強工事に着手し整備を進めています。今後も引き続き予算確保に努め、早期完成に向けて取り組んでまいります。

番号9は、須崎市から須崎港の津波漂流物対策の実施についての要望でございます。須崎港では、津波により木材などが市街地へ流出することを防止するため、平成22年から23年度に国が津波漂流物対策施設を試験設置し、長期耐久性の実証実験を行っており、昨年度、その検証結果が取りまとめられたところです。今後は、この国の実証実験の検証結果を踏まえ、整備について須崎市と協議を進めてまいります。

番号10は、宿毛市から、長期浸水対策として、海岸堤防の耐震化や天端かさ上げ工事の早期完成についての要望でございます。宿毛市の長期浸水対策につきましては、平成28年度から、新田海岸、宿毛湾港海岸、大深浦海岸で海岸堤防の耐震補強工事を進めております。新田海岸は令和4年度に、また、宿毛湾港海岸の高砂地区で令和5年度に、防護ラインとなる海岸堤防工事が完成しました。今後も引き続き、片島地区などの宿毛湾港海岸及び大深浦海岸につきましても早期完成に向けて取り組んでまいります。

3ページをお願いします。番号11は、香南市から、直轄海岸工事区域の指定についての要望でございます。吉川海岸から岸本海岸におきましては、過去に高波による被害を度々

受けており、地震・津波対策と併せて高潮・侵食対策を着実に進めていくことが必要と考えております。このため、隣接する高知海岸におきまして、豊富な実績と経験がある国直轄による整備をお願いしたいと考え、現在、直轄海岸工事区域の指定に向け、国への政策提言を行っております。今後も引き続き、国、県、市で連携を図りながら、国直轄施工の実現に向けて取り組んでまいります。

番号12は、奈半利町から、奈半利港海岸の防潮堤整備の早期完成についての要望でございます。奈半利港海岸では、平成25年度から、地震・津波対策として防潮堤の整備を進めております。今後も引き続き予算確保に努め、早期完成に向けて取り組んでまいります。

番号13は、安田町から、安田・不動・唐浜海岸への離岸堤の設置についての要望でございます。現在、3つの海岸につきましては、毎年、砂浜の定点測量を実施するなど、砂浜の変状や越波などを監視しながら、海岸の適正な維持管理に努めているところでございます。近年は台風の波浪などによって家屋などに被害は出ておりませんが、今後、影響が懸念されるようであれば、地域の皆様の御意見をお聞きしながら対策を検討してまいりたいと考えております。

番号14は、室戸市から、元地区などにおける海岸施設の整備の要望でございます。当地区の新村海岸、行当漁港海岸は天然の岩盤で形成されており、背後地に影響するほど岩盤が侵食されておらず、防潮堤の整備は難しい状況でございます。今後は、台風時の波浪状況やのり面の侵食状況につきまして状況の確認を行っていきたいと考えております。

最後になりますが、今回の海岸に関する市町村要望におきましては、地震・津波対策に関する多くの御要望がありました。このことから、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策予算の活用や、整備に必要な予算の確保に向けて国へ政策提言を行うなど、早期完成に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上で、港湾・海岸課の説明を終わります。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎上治委員 安田町のところで、毎年、砂浜の定点測量を実施する、そして監視をすることなんですけれど、どういうやり方か教えてください。

◎岡本港湾・海岸海岸課長 海岸の砂浜の測量につきましては、陸側から見る測量と船で行う測量と両方併せて、いわゆる深淺測量のようなものもございます。そういうのと併せて、定点の場所を決めた形での砂浜の状況を観測しながら、砂浜に変動がないか観測を続けておるところでございます。

◎上治委員 要は陸地、その基から海までの間の距離が短くなりゆうかどうかを調べるんですか。

◎岡本港湾・海岸海岸課長 それも踏まえて、必要であれば海側から船を出して測量することによって、海側の砂浜の変動とか、そちらも併せて一緒に測量をしているところでござ

ざいます。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、港湾・海岸課を終わります。

◎田中委員 河川課のときにお話もさせていただいたんですけど、河川課から最後の港湾・海岸課まで説明を受けた中で、やっぱりどう考えても河川課の特にしゅんせつに関しては、執行部の意見はもうちょっと具体的に書いてもいいんじゃないかなと感じます。そこで、来年度も同じような要望はあると思いますので、そのときに、具体的に答えられる部分はもう少し補足をして回答していただきたい。これは委員会では要望を承って、こういった取りまとめを経て、執行部の意見とか措置状況が市町村にバックされるわけで、やはり我々を受けた側としても一定責任があります。今回、河川課については、市町村には詳しく説明をするとの答弁は頂いたんですけど、来年は、もう少し具体的に細かく意見なり措置状況を書いていただくように、委員会として、委員長として部に要請はできないかと思えますけれど、いかがでしょうか。

◎土森委員長 丁寧ですね。横地部長、要請します。

それでは土木部を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これで委員会を閉会いたします。

(11時34分閉会)